

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

ページ

○知的障害児施設条例施行規則の一部を改正する規則

(障害福祉課)

—

○在宅心身障害者保養施設条例施行規則の一部を改正する規則

(同)

—

○障害者支援施設条例施行規則の一部を改正する規則

(同)

—

規 則

知的障害児施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十六号

知的障害児施設条例施行規則の一部を改正する規則

知的障害児施設条例施行規則(平成十七年宮城県規則第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「六十人」を「六十四人(短期入所に係る定員四人を含む。)」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年十一月一日から施行する。

在宅心身障害者保養施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十七号

在宅心身障害者保養施設条例施行規則の一部を改正する規則

在宅心身障害者保養施設条例施行規則(平成十七年宮城県規則第百五十八号)の一部を次のように

改正する。

第二条第一号中「四十八人」を「五十一人(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条に規定する短期入所に係る定員三人を含む。)」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年十一月一日から施行する。

障害者支援施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十八号

障害者支援施設条例施行規則の一部を改正する規則

障害者支援施設条例施行規則(平成十八年宮城県規則第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「三百人」を「三百人(短期入所に係る定員十人を含む。)」に改め、同条第二号中

「十九人」を「二十人」に改め、同条第三号中「三十人」を「三十三人(短期入所に係る定員三人を含む。)」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年十一月一日から施行する。